

就労支援ガイド

「働きたい」障がいのある方を応援します。



平成 21 年度

天草地域自立支援協議会

障がい者就労支援ネットワーク強化・充実事業

事業所一覧

種類	番号	機関名
市役所・町役場	1	天草市役所(天草市福祉事務所)
	2	上天草市役所松島庁舎(上天草市福祉事務所)
	3	苓北町役場
県地域振興局	4	天草地域振興局(天草福祉事務所)
保健センター	5	天草中央保健福祉センター
	6	天草東保健福祉センター
	7	天草西保健福祉センター
	8	上天草市松島保健センター
	9	苓北町保健センター
保健所	10	熊本県天草保健所
就労移行支援事業所	11	苓南寮
	12	天草ポランの広場
就労継続支援事業(A型)事業所	13	すとりーはっと
	14	ピーす
就労継続支援事業(B型)事業所	15	障害者支援センター のぞみ
	(11)	苓南寮
	16	かしの木学園
	17	やじろべえ
	(12)	天草ポランの広場
	18	みやおみやお ベーカリー
	(18)	八百すて
	(18)	アナザーページ
	19	天草更生園
	20	障がい者支援センター ぴゅあ
知的障害者授産施設	21	第二苓山寮
地域活動支援センター	(14)	地域生活支援センター グリーン
	22	星光園地域支援センター
	23	どんぐり村
	24	ワークショップひなたぼっこ
	25	河浦きぼうの家
	26	ひまわりの家
	27	天草きぼうの家
	28	ひだまりの家
相談支援事業所	29	星光園相談支援事業所「ほほえみ」
	30	本渡通勤寮相談支援センター
	(14)	地域生活支援センター グリーン
	31	地域療育支援事業所第2はまゆう療育園
障がい者雇用サポート事業所	32	障がい者雇用サポート事業所 湧水
公共職業安定所	33	ハローワーク天草
特別支援学校	34	熊本県立天草養護学校
	35	熊本県立苓北養護学校

事業の説明

支援機関

就労移行支援事業所

企業等への就労を希望する障がいのある方を対象に、一定期間にわたる計画的なプログラムに基づき、施設内や企業における作業や実習の実施適性にあった職場探しや就労後の職場定着のための支援を行い、就労に必要な知識及び能力の向上を目指します。

就労継続支援事業所(B型)

企業に雇用されるのが困難であって、雇用契約に基づく就労が困難である障がいのある方に対して就労や生産活動の機会の提供を行います。

就労継続支援事業所(A型)

企業に雇用されるのが困難であって、雇用契約に基づく就労が可能である障がいのある方に対し、雇用契約の締結による就労や生産活動の機会の提供を行います。

授産施設

旧法のサービスのひとつで、障がいのある方に対し、就労や生産活動の機会の提供を行います。平成23年度までの間、経過的に存続が認められています。

就労継続支援事業所(B型)

企業に雇用されるのが困難であって、雇用契約に基づく就労が困難である障がいのある方に対して就労や生産活動の機会の提供を行います。

地域活動支援センター

I 型・・・専門職員(精神保健福祉士等)を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成の育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を行います。

II 型・・・地域において雇用・就労が困難な在宅で生活されておられる障がいのある方に対し、機能訓練、社会適用訓練、入浴等のサービスを実施する事業を行います。

III 型・・・地域の障がいのある方の援助対策として実施する通所による援護事業を行います。

相談機関

相談支援事業所

障がいをお持ちの方が、地域で生活をしていくために必要なことを、一緒に考え、情報の提供及び助言等を行い、福祉サービスの利用などのお手伝いを致します。相談は無料で、ご本人やご家族の秘密は守ります。

障がい者雇用サポート事業所

障がいをお持ちの方々の「働きたい」・「働き続けたい」を実現するためにさまざまな関係機関と協力しながらサポートします。

障がい者福祉サービスの利用のしかた ～サービス利用までの流れ～

サービスを利用するまでの流れをご説明します。
サービスが利用できるよう市町村や事業所がお手伝いします。

1 相談

市町村または相談支援事業者に相談します。
サービスが必要な場合は市町村に申請します。

※相談支援事業者は、申請前の相談や申請をするときのお手伝い、サービス提供事業者との連絡調整などを行います。

2 申請

申請を行うと、現在の生活や障がいの状況についての調査が行われます。
※調査の内容については、別紙参照。

3 審査・判定

調査の結果をもとに市町村で審査・判定が行われ、サービスの支給が決められます。

4 認定・通知

申請者の要望などをもとに、サービスの支給額などが決まり、決定通知と受給者証が交付されます。

※受給者証は、サービスの利用に必要な情報が記載されています。大切に扱いましょう。

5 事業者と契約

サービスを利用する事業者を選択し、利用に関する契約をします。サービス利用に関しておんてんを必要とする人は、相談支援事業者に相談できます。

6 サービス利用

サービスの利用を開始します。

調査とは？

申請後の調査では、利用者の心身の状況、社会活動や介護者、居住等の状況、サービスの利用意向、コミュニケーションに關すること等の日常生活面に関する項目（106項目）について、申請のあった本人及び保護者等と面接をして聞き取りによる調査を行います。

聞き取り調査の場所や時間については、申請のあった本人及び保護者の希望をお聞かせいただき、できるだけ希望に添えるよう調整します。

サービスを利用したときの費用

サービスを利用したら、費用の1割を支払うことになります。ただし、負担が大きくなりすぎないように所得に応じて上限が決められています。

自己負担の上限額（月額） 平成22年4月から

区分		対象となる人	自己負担の上限額（月額）
生活保護		生活保護世帯の方	0円（自己負担なし）
低所得	低所得1	市町村民税が非課税世帯で、サービスを利用するご本人（障害児の場合はその保護者）の収入が、80万円以下の方	
	低所得2	市町村民税が非課税世帯で、低所得1に該当しない方	
一般1		市町村民税が課税世帯（所得割16万円（障害児にあっては28万円）未満の者に限り、20歳以上の施設等入所者を除く。）	【施設等入所者以外】 障害者 9,300円 障害児 4,600円 【20歳未満の施設等入所者】 9,300円
一般2		市町村民税が課税世帯（一般1に該当する者を除く）の方	37,200円

※負担上限月額を判定するための所得区分認定（施設に入所する20歳未満の者を除く）については、「本人および配偶者」のみの所得で判断されます。

就労支援ガイド

「働きたい」障がいのある方を応援します

発行日 平成22年3月

発行
・天草圏域自立支援協議会 就労部会
・天草圏域障がい者就労支援ネットワーク強化・充実事業

問い合わせ 社会福祉法人 啓明会 本渡通勤寮 相談支援センター
〒863-0006 天草市本町下河内680番地
TEL 0969-23-7539 FAX 0969-23-7579

印刷 就労継続支援事業B型事業所 天草更生園